エックス線装置等設置届出事項変更届

年　　月　　日

　　　宮崎県知事　　　　　殿

管理者　住所

氏名　　　　　　　　　印

　　次のとおり診療用エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）設置届出事項を変更した（変更する）ので、医療法施行規則第29条第１項（第29条第２項）の規定により届け出ます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 病院又は診療所 | 名　称 |  | 電話番号 |  |
| 所在地 |  |
| 変　更　事　項 |  |
| 変 更 の 内 容 | 変更前 |  |
| 変更後 |  |
| 変　更　理　由 |  |
| 変更（予定）年月日 | 　　　　　　年　　　月　　　日 |